

第 5704 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2017年)平成29年 5月 2日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyou.com>

## ⇨ 土地類似株式の譲渡

**Q** : 私はこの度、自社株を売却しました。会社のほとんどは土地なのですが、こういう株式は特別な取扱いがあるとか。どのようになるのですか？

**A** : 土地類似株式の譲渡として取り扱われます。

### 【解説】

所得税では、次の①、②の株式で一定の要件を満たすものを譲渡した場合は、土地類似株式の譲渡として、土地を譲渡したものとして取り扱われます。

- ①譲渡された株式等の発行会社の総資産価額の70%以上が、譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年以下の土地等である場合のその株式等の譲渡
- ②譲渡された株式等が、譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のもので、かつ、その発行会社の総資産価額の70%以上が土地等である場合のその株式等の譲渡  
一定の要件とは、次のものをいいます。
  - イ. 譲渡をした年以前3年内のいずれかの時において、その法人の株式又は出資の30%以上をその法人の特殊関係株主等によって所有されていたこと
  - ロ. その法人の株式又は出資を譲渡した人がその法人の特殊関係株主等であること
  - ハ. その年においてその法人の特殊関係株主等の譲渡した株式又は出資が、その法人の株式又は出資の5%以上に相当し、かつ、その譲渡をした年以前3年内の譲渡と合わせると15%以上に相当すること

